

旧吉田村尋常高等小学校講堂の国登録有形文化財登録について

11月21日（金）に開催された国の文化審議会において、旧吉田村尋常高等小学校講堂（吉田町生涯学習交流館）を登録有形文化財（建造物）へ登録するよう文部科学大臣に答申されました。

1 有形文化財（建造物）の概要

- (1)名 称 旧吉田村尋常高等小学校講堂（吉田町生涯学習交流館）
- (2)員 数 1棟
- (3)所在地 島根県雲南市吉田町吉田 1082-8
- (4)建築面積 475 m²
- (5)建築年代 昭和12年（1937）/平成6年（1994）移築
- (6)所有者 雲南市
- (7)特 徴

旧吉田村尋常高等小学校講堂は、昭和初期の典型的な小学校講堂建築である。木造平屋建切妻造の建物で、内部はトラスを用いた無柱の大空間となる。近代洋風建築の外観をもち、伝統と近代が調和した戦前モダニズム建築を伝える。

昭和52年に吉田小学校で火災が発生した際には、講堂だけは守ろうと消火活動が行われるなど、地域の方々に愛され、大切にされてきた建造物である。



正面（東面）外観



講堂内部 正面（西面）

2 評価

登録基準(2)の「造形の規範となっているもの」として評価された。

【参考資料】

1 有形文化財の登録について

重要文化財（国指定文化財）及び地方公共団体指定の文化財以外の有形文化財のうち、文化財としての価値が高く、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを登録対象とする。（文化財保護法第 57 条）

2 登録有形文化財登録基準（平成 17 年 3 月 28 日文科省告示第 44 号）

建設後 50 年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

※ 「国土の歴史的景観に寄与しているもの」とは、国土を形成する地方独自の歴史的景観を認識する上で特に必要な存在となっているものをいう。

例えば、絵画、写真、映画、文学、歌謡等にその存在が引用されているもの、地名の由来となるなど土地の理解と密接な関係を有するもの、特別な愛称等があるものなど、当該地方において広く親しまれているものである。

※ 「造形の規範となっているもの」とは、現在又は過去の一時点において、建設行為を行うに当たり、規範として認識されるものをいう。

例えば、建造物を構成する各部の比例や意匠が優れているもの、建設に名のある設計者又は施工者等が携わったもの、後に類型化するものの初期の作品であるもの、各時代又は類型に特色的にみられる性格を有しているものである。

（平成 8 年 8 月 30 日付け府保伝第 143 号文化庁次長通知）

3 これまでの県内の登録有形文化財（建造物）

津和野町 56 件 松江市 39 件 江津市 36 件 出雲市 23 件 安来市 22 件

奥出雲町 13 件 益田市 10 件 邑南町 6 件 美郷町 4 件 浜田市 2 件

計 211 件

雲南市内の登録は今回が初である。答申された建造物が登録された後、県内の登録有形文化財（建造物）の登録件数は、この度の 1 件を含め、212 件となる。